

地球温暖化対策について

平成22年7月

岡本 晋

国際交渉の流れ

COP13(バリ行動計画)
(2007年12月)

2009年(COP15)までに新たな国際枠組みについて合意を得ることに合意。

G8洞爺湖サミット等
(2008年7月)

2050年までに世界全体で半減というビジョンを全ての国と共有し、採択することを求めること等に合意。

国連気候変動サミット
(2009年9月)

鳩山前総理より、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比25%削減を目指すことを表明。

COP15(デンマーク)
(2009年12月)

「コペンハーゲン合意」とりまとめ。

- 世界全体の気温の上昇を2℃に抑えるべきとの科学的見解を認識、世界全体及び国毎の排出をできるだけ早期にピークアウト。
 - 各国は、自らの取組を1月31日までに登録する
 - 短期・長期の資金支援を約束
- 等

COP16(メキシコ)
(2010年11,12月)

COP17(南アフリカ)
(2011年12月(P))

※京都議定書、第一約束期間2008－2012年

COP15における主要論点と結果

(コペンハーゲン合意のポイント①)

- 緊急に集められた首脳級会合において、「コペンハーゲン合意」を作成。少数国の反対により正式採択とはならなかったものの、多くの国の賛同を得て、「留意する」という形でとりまとめられた。
- 主なポイントは以下の5点。
 - － 長期目標、MRV、各国の目標値、目標の設定方法、資金

■ 長期目標(2050年 世界半減)

- 具体的な削減目標には合意できず。
- 世界全体の気温の上昇を2°Cに抑えるべきとの科学的見解を認識、世界全体及び国毎の排出をできるだけ早期にピークアウト。

■ MRV(測定、報告、検証)

- 支援を受ける途上国の緩和行動については、COPで採択されたガイドラインに従い、国際的なMRV(測定、報告、検証)の対象とする。
- 上記以外の途上国の行動については、国内的なMRVの対象とする。国家主権を尊重する形で定められたガイドラインに従って、国際的な協議及び分析を受ける形で、緩和行動の実施に関する情報を提出。

COP15における主要論点と結果

(コペンハーゲン合意のポイント②)

■ 目標値の内容（数値と前提）

- 各国は、自らの取組を1月31日までに登録する。
 - ✓ 附属書 I 国は2020年に関する定量化された国全体の排出量削減目標。
 - ✓ 非附属書 I 国は、緩和行動を登録。
- 米国、中国も合意に参加。京都議定書からのカバレッジから大幅に拡大。

■ 目標の設定方法（新たな政治合意と京都議定書の関係）

- 国毎に排出総量を割当てる、京都議定書型の目標設定は義務づけられず。制度設計の詳細は、今後の法的枠組みの構築に。
- 米国、中国は、京都議定書型の目標設定には参加しないことが前提。ロシアなども同調する方向。
- 欧州や途上国には、一つの枠組みと言いながら、京都議定書型目標設定への圧力あり。

■ 資金支援

- 短期：先進国全体で、2010～2012年までの期間に300億ドルの資金の供与を約束。
- 長期：先進国は、2020年までに官民共同で年間1000億ドルを動員する目標を約束
(官民、バイ、マルチなど多様な資金源)

目標の設定方法について

- 現行の「京都議定書」は、国毎に排出総量を割り当て、それを超過した場合、国際クレジットの購入や超過分に対する罰則を設ける方法(トップダウン型)。
- 「コペンハーゲン合意」では、各国の目標及び取組結果を国際的に登録をし、検証する新たな包括的枠組み(ボトムアップ型、プレッジ&レビュー方式)。

コペンハーゲン合意 (自主的行動*国際検証)

- ◆各国が目標値を自主的に設定し、国際的に登録。
- ◆国際的な検証で対策の実効性を担保。目標未達の場合も、義務として国際クレジットは購入しない。

米中も参加。
世界の排出量の8割以上*をカバー。

*目標等を提出した参加国の合計(6月23日現在で135ヶ国)



京都議定書 (規律行動*国際検証)

- ◆約束期間内の排出総量を国別に割当て。
- ◆割当総量を超過する場合、国際クレジットの購入、超過分に対する罰則などを通じた遵守を義務づける。

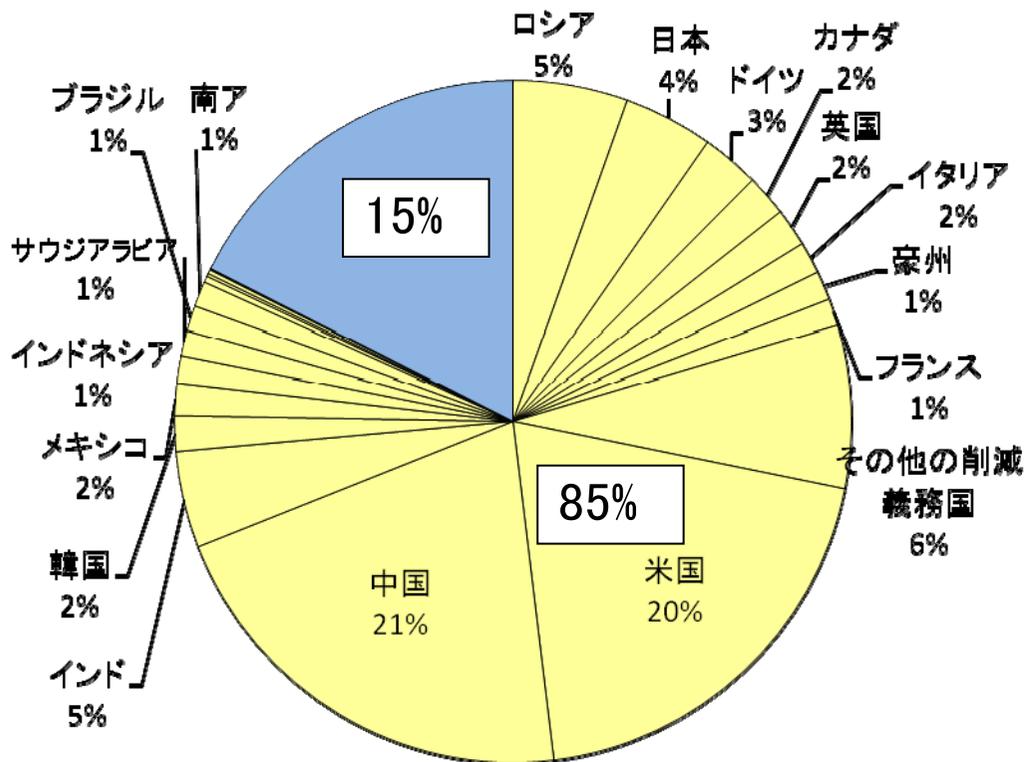
米中は削減義務を負わない。
世界の排出量の約3割をカバー。

コペンハーゲン合意のカバレッジ

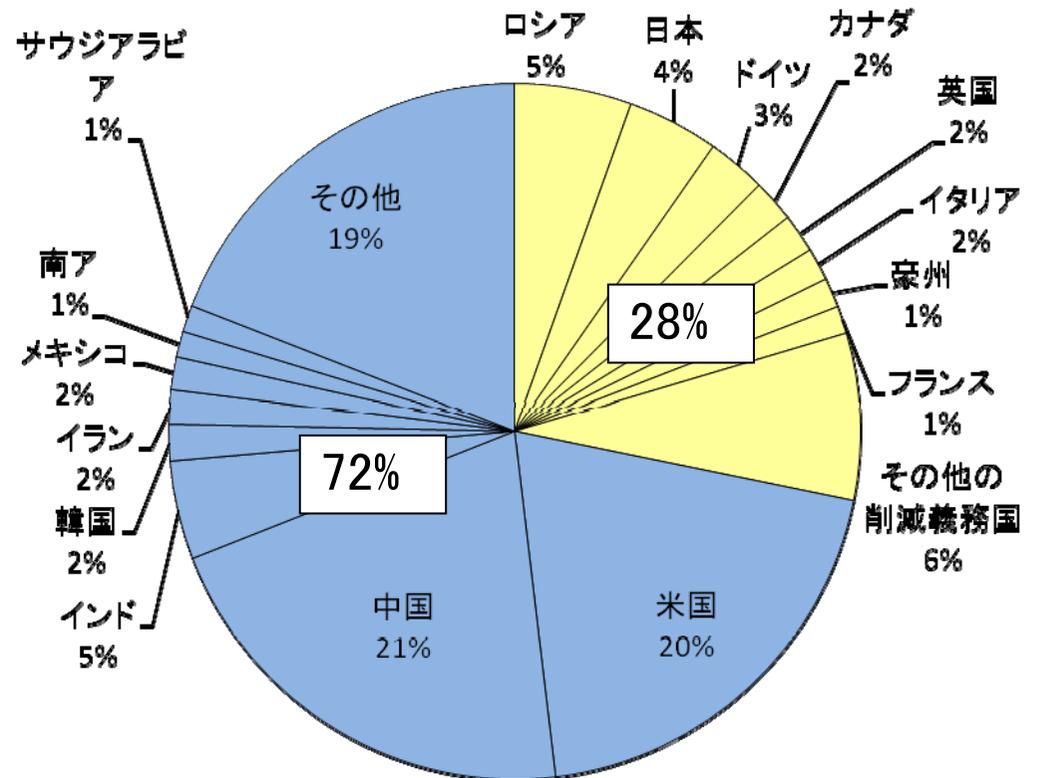
- 米中を含む130を超える国がコペンハーゲン合意への賛同を表明(6/23時点)
- 世界のエネルギー起源CO2排出量の8割以上をカバー。

各国のエネ起CO2排出量(2007)

【コペンハーゲン合意への賛同国のシェア】



【京都議定書における削減義務国のシェア】



各国の目標値について(総括表)

- 主要排出国は、概ね、各国の目標値を公表。
- 先進国は排出削減総量を、途上国はBAU比若しくは原単位ベースで国別行動を約束。

	基準年	中期目標	90年比換算削減率	05年比換算削減率	IEA(90年比)	限界削減費用(ドル)
日本	1990	▲25% ^(※1)	▲25%	▲30%	▲10%	476
EU	1990	▲20%～▲30% ^(※1)	▲20%～▲30%	▲13%～▲24%	▲23%	48～135
米国	2005	▲17% ^(※2)	▲4% ^(米国の主張)	▲17%	▲3%	60
カナダ	2005	▲17% ^(※2)	+3%	▲17%	—	92
オーストラリア	2000	▲5%～▲25% ^(※1)	+13%～▲11%	▲10%～▲29%	—	46～92
ニュージーランド	1990	▲10%～▲20% ^(※1)	▲10%～▲20%	▲28%～▲36%	—	n.a.
ロシア	1990	▲15%～▲25% ^(※1)	▲15%～▲25%	+18%～+33%	▲27%	0
ブラジル	—	▲36.1%～▲38.9% (2020年時点BAU比)	—	▲23%	—	n.a.
韓国	—	▲30% (2020年時点BAU比)	—	▲4%	—	21
中国	2005	▲40%～▲45% (GDP原単位ベース)	2020年まで8%成長：排出量は05年比1.9倍 2015年以降6%成長：排出量は05年比1.7倍		▲47% (05年比)	0
インド	2005	▲20%～▲25% (GDP原単位ベース)	2015年まで7%成長、2015年以降6%成長： 排出量は05年比2.1倍		▲40% (05年比)	0未満

(注1) (※1)の付された各国の目標は、各国動向など前提付き。(※2)の付された各国の目標は、法案動向など前提付き。
(注2) 限界削減費用は、RITE試算。(注3) BAU比とは特段の対策のない自然体ケース(Business As Usual)

米国の動向

- コペンハーゲン合意に基づき、COP15前に表明されたものと同様の目標を1月28日付で登録。

附属書 I 国	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
米国	▲17%程度、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される ^[1] 。	2005

[1] 審議途中の法案における削減経路は、2050年までには83%排出を削減するとの目標に沿って、2025年には30%削減、2030年には42%削減を課している。

- 2010年5月12日、ケリー議員（民主）、リーバーマン議員（無所属）が2020年までに2005年比▲17%とする草案（American Power Act（米国上院エネルギー包括法案））を公表。同法案は、上院法案成立に必要な60票獲得のため、超党派の支持確保を目指したもの。
- ただし、当初、共和党側の共同提案者であったグラハム議員が、民主党の議会運営への不満から脱退したため、同法案への共和党の支持を得られる見通しは低く、上院を通過する可能性は低い、との見方が大勢。

American Power Act (米国上院エネルギー包括法案)の概要

- 2010年5月12日、米国超党派で調整されていた排出量取引を含む法案(American Power Act)がケリー(民)、リーバマン(無)の2名の上院議員により発表。
 - ⇒ オバマ大統領が、一般教書演説において議会に対してエネルギー気候変動法案で超党派の合意に達するよう要請。これを受け、ケリー(民)、リーバマン(無)、グラハム(共)3上院議員が超党派の法案調整を実施していたもの。
- 但し、4月にグラハム議員(共)が共同提案者から外れたことも含め、現在の政治情勢から上院を通過する可能性は低いとの見通しが大勢。

◎削減目標

- ✓ 中期目標: 2020年に05年比▲17%(ケリーボクサー法案*の▲20%から引下げ。コペンハーゲン合意への登録と同じ。)
- ✓ 長期目標: 2050年に05年比▲83%(ケリーボクサー法案*と同じ)

※ 2009年11月に上院環境公共事業委員会にて強行採決された気候変動法案。その後審議が止まっている。

◎排出量取引(セクター別の排出削減義務)

- ✓ 制度対象者(発電設備、産業設備、燃料製造・輸入業者等)に対して、排出量相当の排出枠の確保を義務付ける仕組み。
- ✓ ただし、産業部門、運輸部門に対しては特別の措置を設けることから、排出量取引制度としては事実上、電力部門のみによるスタートとなる。

電力部門 : 2013年より制度開始。

産業部門 : 2016年より制度開始。

運輸部門 : 燃料製造・輸入業者に対し、固定価格による排出枠の購入義務を課す。購入した排出枠は、取引・バンキングともに認められない変則形。

◎オフセットクレジット

- ✓国内外あわせて毎年上限20億トンのオフセットクレジットの利用が可能。
- ✓オフセットの内容は、CDMのように国連に頼らず、米国政府が独自に認証する。

◎費用緩和リザーブ(排出枠価格の上限)

- ✓排出枠の提出期限以前の90日間に、いつでも固定価格で購入可能な排出枠を、政府の専用口座に40億トン貯蓄。
- ✓落札価格は25ドル/トン(消費者物価指数+5%ずつ毎年増加)に固定。
- ✓実態上の排出枠価格上限の役割を担う。

◎オークション実施時の排出枠価格の下限

- ✓政府が実施するオークションの落札価格は、最低12ドル/トン(消費者物価指数+3%ずつ毎年増加)とする。

◎エネルギー安定供給の確保等

- ✓海外石油依存削減等(クリーン天然ガス自動車の奨励策、国内油田採掘の円滑化等)
- ✓クリーンエネルギー研究開発・設備支援(クリーンエネルギー研究開発投資、電気自動車の開発・普及パイロットプログラム等)
- ✓石炭業界の将来の保証(クリーン石炭技術開発、CCS開発等)
- ✓米国産の天然ガス利用推進
- ✓原子力発電の拡大(債務保証枠、原子炉建設等の申請手続きの効率化、核燃料サイクル研究開発支援等)

欧州の動向

- 1月28日付けで以下の目標を条約事務局に登録。

附属書 I 国	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
EU 及びその加盟国	▲20% / ▲30%*	1990

* 2012年以降のグローバルで包括的な合意の一部として、EUは、他の先進国が同等の排出削減にコミットし、途上国が責任と能力に応じて適切な貢献をすることを条件に、1990年比30%削減する。

- COP15終了後、はじめて行われた3月の環境相理事会及び欧州理事会では、概ねこれまでの交渉スタンス。ただし、一部の国からは、京都議定書の単純延長論が提起されていた模様。
- 更に、EU内部では目標の▲30%への引き上げの検討が行われ、5月26日、▲30%達成にかかる費用が、年間810億ユーロとなる試算を発表。6月11日環境相理事会では何ら実質的な議論の進展はなく、目標深掘りの議論も10月に先送り。国際交渉の状況や、東欧・南欧諸国の強い反発も見込まれ、目標引き上げの実現性は低いとの見方が大勢。
- また、英国がインドと、オフセットクレジットについての実証プロジェクトを始めるなど、加盟国の政策現場では、並行して、京都議定書の枠組みとは異なる方向性を模索する動きもあり。

豪州の動向

- 1月27日付けで、従来の「▲5%から条件付▲15%又は▲25%まで」という目標を前提つきで提出。

附属書 I 国	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
豪州	▲5%から▲15%又は▲25%まで(-5% up to -15% or -25%) ¹ ¹ オーストラリアは、大気中の温室効果ガスの濃度を450ppm以下に安定化させるうる野心的なグローバルな取決めに世界が合意した場合には、2020年までに2000年比25%削減する。オーストラリアは、無条件で2020年までに2000年比5%削減するとともに、450ppm安定化には不十分だが、主要途上国が大幅な排出削減を約束し、先進国がオーストラリアと同等の約束を行うという世界的な合意がある場合には、2020年までに2000年比最大15%まで(up to 15%)削減する。	2000

- 目標値の登録と同時に、ウォン気候大臣は声明を発表。目標値を▲5%から引き上げるためには、中印等の検証可能な削減行動等が必要であることを強調。また、2011年中に国際的な合意が成立しなければ、2012年からの国内排出量取引制度においては5%削減と統合的なキャップを設定することを表明。
- 2009年、政府は、2011年7月からの排出量取引制度の導入等を含む、「Carbon Pollution Reduction Scheme 法案」(CPRS法案)を議会に提出。下院は通過したが、上院で二度否決。
- 2010年2月、政府は野党提案を盛り込み再提出したが、2010年4月、ラッド首相は、野党が反対の姿勢に転じたこと、また、他国の取組が遅れていることを理由に、制度の導入時期を早くとも2013年以降に延期することを決定し、法案審議も中止。

カナダ・ロシアの動向

■ カナダ

- 従来の目標(2006年比▲20%(2005年比では▲21%))を引き下げ、1月29日付けで以下の目標を登録。

附属書 I 国	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
カナダ	▲17%、ただし、米国において発効した法律で規定される最終的な経済全体の目標と一律とする。	2005

- 米国の参加が無い国際枠組みには参加しないとの方針だが、カナダは少数与党であり、ロシアに比べて声を抑えている。
- G8サミット、G20の議長国(2010年6月)。

■ ロシア

附属書 I 国z	2020年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020年の排出削減量	基準年
ロシア	15%から25%* *・人為的排出の削減に関する義務の履行への寄与の文脈において、ロシアの森林のポテンシャルの適切な算入。 ・すべての大排出国による温室効果ガス的人為的排出の削減に関する法的に意義のある義務の受入れ。	1990

- 90年比20~25%だった目標を、15%~25%に引下げ。

主要途上国の動向

- 中印南ア伯のいわゆるBASIC諸国は、4月にケープタウンで第3回閣僚会合を開催。同様の会合をCOP 16までに、ブラジル、中国でも開催予定。各国とも、コペンハーゲン合意に基づき、自主的な緩和行動を条約事務局あてに提出済み。京都議定書の延長が交渉の基本ポジション。

(4月訪日時 中国 解振華 国家発展改革委員会副主任)

排出量の削減を更に進めるべきと言うが、削減目標を既に掲げているのにこれ以上何を求めるのか、中国の目標は国内動向等を踏まえて考慮した最大の結果。条約AWGと議定書AWGの2トラックでの交渉とバリ行動計画が基礎であり、条約、京都議定書、バリ行動計画の原則に従って行われるべき、コペンハーゲン合意の具体的内容も議長テキストに反映すべき。

非附属書 I 国	行 動
韓国	BAU比 ▲30%
中国	2020年までにCO ₂ のGDP原単位を2005年比で▲40～45%改善、一次エネルギー消費における非化石燃料のシェアを2020年までに15%程度まで増加、2020年までに2005年比で森林面積を4000万ヘクタール、森林保有炭素量を13億立方メートル増加に努める。
インド	GDPあたりの排出原単位を2020年までに2005年比で▲20～25%改善に努める。
ブラジル	森林保全やエネルギー効率改善等の各種削減行動の結果、2020年までにBAU比▲36.1～▲38.9%削減が見込まれる。
南ア	温室効果ガスを現在の排出量のベースラインから2020までに▲34%、2025年までに▲42%削減する緩和策を実施。この削減目標が達成されると、南アフリカの排出量は2020年から2025年の間にピークアウトし、約10年間の平衡状態を経て減少する見通し。 ただし、この目標は、気候変動枠組み条約及び京都議定書の下での交渉における公平で野心的かつ実効性ある法的拘束力のある多国間合意と、国際社会からの支援、特に同条約及び同議定書の約束に基づいた先進国からの資金・技術・キャパビルへの支援が条件。

(注)BAU比とは特段の対策のない自然体ケース(Business As Usual)

G8,G20の結果概要(気候変動関連)

1. 日程・場所

2010年6月25日(金)～27日(日) 於:ムスコカ、トロント(カナダ)

2. 出席者等

【G8】 参加国:カナダ(議長国)、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU
招聘国:エチオピア、アルジェリア、ナイジェリア、南アフリカ、セネガル、マラウイ、コロンビア、ハイチ、ジャマイカ

【G20】 参加国:カナダ(議長国)、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EUブラジル、インド、中国、南アフリカ、メキシコ、オーストラリア、インドネシア、韓国、トルコ、サウジアラビア、アルゼンチン
招聘国:エチオピア、マラウイ、オランダ、スペイン、ベトナム

3. 概要(気候変動関連)

- G8,G20それぞれにおいて表明された首脳宣言について、気候変動に関連した箇所の概要は以下のとおり。

【G8首脳宣言】

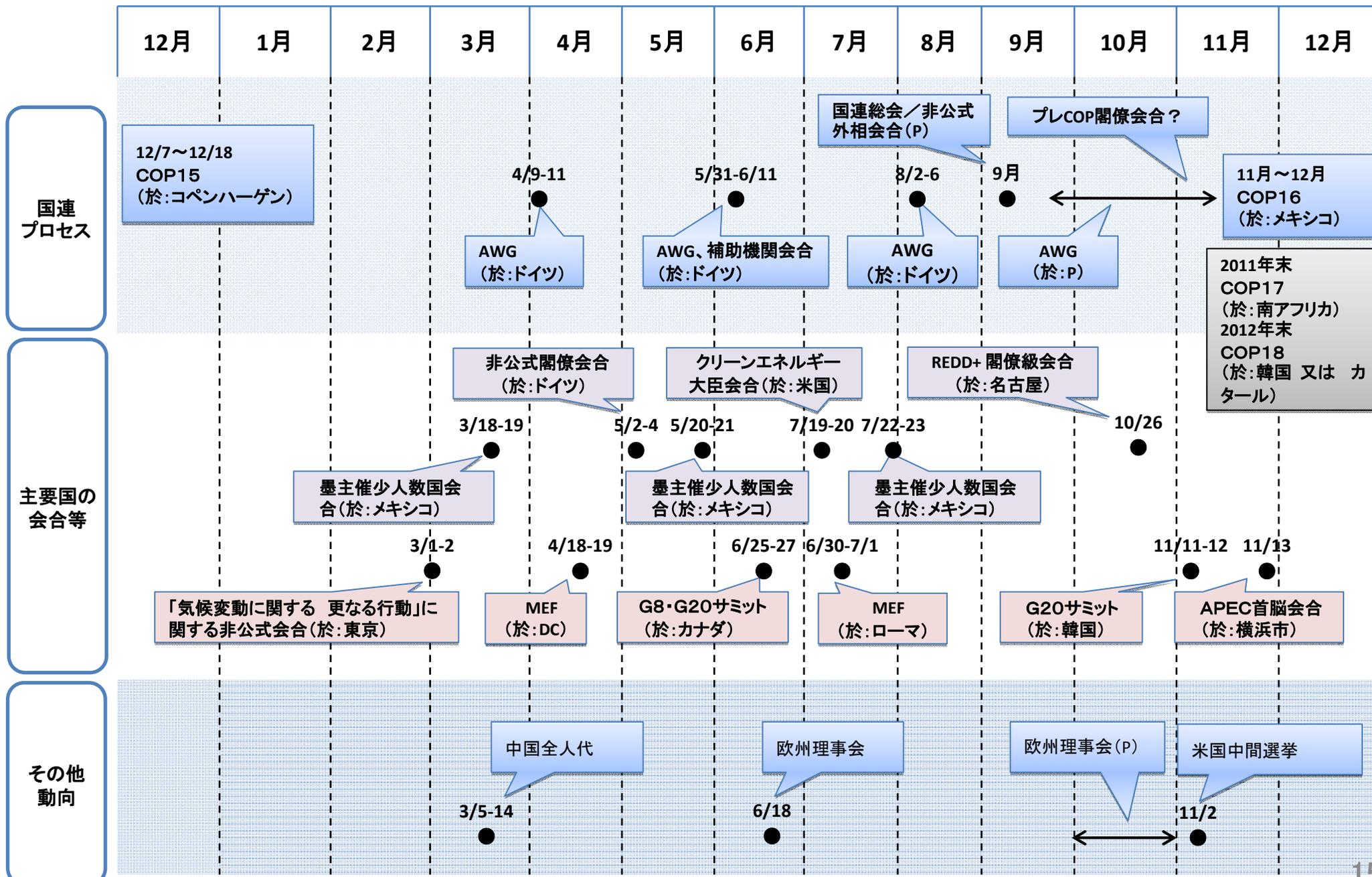
COP16に向けてコペンハーゲン合意の支持及び支持国の拡大、そして2012年以降の包括的な合意を求めることに同意。

【G20首脳宣言】

コペンハーゲン合意を支持し、他の国にも関与を求めるとともに、国連の下での交渉にコミットし、COP16の成功を決意。

- なお、G20昼食会においてカルデロン・メキシコ大統領がカンクンにおけるCOP16に向けて各国首脳に気候変動に関する最近の交渉状況の報告を行ったが、特筆すべき議論は行われず。

気候変動問題に関する国際交渉関係の主要動向(2010年)



地球温暖化対策基本法案の概要①

(平成22年3月12日閣議決定)

目的

- 地球温暖化の防止及び適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、
- ①経済の成長
 - ②雇用の安定
 - ③エネルギーの安定的な供給の確保
- を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与。

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定。
- 新たな生活様式の確立を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築。
 - 国際的協調の下での積極的な推進
 - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
 - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
 - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る 等

地球温暖化対策基本法案の概要②

中・長期目標

中期目標：2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減。
(すべての主要国が公平かつ実効ある国際枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をした場合に設定されるものとし、政府はこうした合意が実現するよう努める。)

長期目標：2050年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で80%削減。また、政府は、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努める。

再生可能エネルギー：一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等）の割合を2020年までに10%とする。

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定
 - 地球温暖化対策についての基本的な方針
 - 温室効果ガスの種類ごとの排出の抑制及び吸収量に関する目標
 - 2030年、2040年における温室効果ガスの排出量の見通し
 - 総合的かつ計画的に講ずべき地球温暖化対策

地球温暖化対策基本法案の概要③

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

・国内排出量取引制度の創設

→ 法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る。排出量の上限を定める方法については、総量を基本としつつ、原単位を限度として定める方法についても検討を行う。

・地球温暖化対策税の平成23年度からの実施に向けた検討

・再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設

《原子力の推進》

・原子力については、安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得て推進。

《国際貢献等》

・技術及び製品の提供その他の取組を通じた海外での排出削減等への貢献を適切に評価する仕組みの構築

《その他》

・機械器具・建築物等の省エネ、革新的な技術開発の促進

・都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策

・自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制

・森林整備、緑化推進等吸収作用の保全及び強化

・地球温暖化への適応 等

環境・エネルギー政策に関する国民対話①

- 地球温暖化対策を進めていく際には、国民生活や経済・産業活動に様々な影響を与えることを踏まえ、政策の企画・立案等に当たって、意義や課題、国民経済や産業活動に与える影響等に関して広く全国の国民と議論を行い、理解を深めることが重要。
- このような観点から、経済産業省として、4月下旬から6月上旬にかけて、全国各地で直接の意見交換を行うべく、「環境・エネルギー政策に関する国民対話」を実施。
- 出席者からは、このような会合が開催されたことが高く評価された。

【開催実績】

全国11ヶ所で開催し、延べ約1720人の参加を得て、179人から御意見を伺った。

4 / 22 (木)	東京会場	(参加者：約240人)	6 / 1 (火)	福岡会場	(参加者：約150人)
5 / 14 (金)	札幌会場	(参加者：約170人)	6 / 3 (木)	広島会場	(参加者：約260人)
5 / 17 (月)	大阪会場	(参加者：約100人)	6 / 7 (月)	さいたま会場	(参加者：約200人)
5 / 20 (木)	名古屋会場	(参加者：約120人)	6 / 8 (火)	高松会場	(参加者：約160人)
5 / 24 (月)	仙台会場	(参加者：約140人)	6 / 11 (金)	沖縄会場	(参加者：約100人)
5 / 28 (金)	富山会場	(参加者：約80人)			

環境・エネルギー政策に関する国民対話②

聴取された類似テーマごとの意見

1. 中長期目標について

104件

- 25%削減のためにあらゆる政策を動員することだが、それぞれの負担面も考慮しつつ、効果のある政策を最適に組み合わせる政策パッケージが必要。(16件)
- 成長戦略、エネルギー基本計画、中長期ロードマップについて、関係省庁が十分に整合性を図りつつ、産業界における雇用と国際競争力の影響のプラスとマイナスの両面を示しつつ、検討を進めて欲しい。(15件)
- 25%が絶対ありきではなく、国際交渉の動向等も踏まえ、再検討すべき。(9件)
- 中長期ロードマップについて、実現可能性が疑わしいなど、極めて強い問題意識を持っている。(9件)
- 25%を行った際の国民負担の水準を示すべき。(8件)
- このままでは目標が妥当かどうかの判断ができないので、真水の定量的な削減目標を早期に国民に提示すべき。(8件)
- 我が国は高い目標を持つべきであり、25%削減を掲げるべき。(4件)
- 25%削減は、あまりにも途方もない目標であり、弊害の方が大きいのではないか。(3件)
- 各国がどのような目標を提示すれば「公平性」の要件が満たされるのか等、前提条件の内容についてきちんと示すべき。(2件)

等

2. 国内排出量取引制度について

46件

- 排出量取引については、国内での経験が不足しており、EUの実績も活用して、カーボンリーケージやマネーゲームといった懸念材料への対応を図るべき。(13件)
- 国内クレジット制度について、もっと企業が活用するインセンティブを与えるようにして欲しい。(9件)
- 海外からクレジットを購入するのではなく、国内産業の技術開発向けの投資を行うべき。(7件)
- CO2削減に繋がるものではないので、導入には反対。(6件)
- 排出量取引制度については、総量目標か原単位目標かといった点や、目標水準について、参加者が自主的に設定するものとすべき。(2件)
- 排出量取引制度は、実施の可否も含めて検討して欲しい。(2件)

等

環境・エネルギー政策に関する国民対話③

3. 地球温暖化対策のための税について

8件

- 環境税は、化石燃料に大きく依存している産業においては、大きな影響を受ける。最悪、日本企業が海外移転しかねない。
- 地球温暖化対策に関する税制については、税体系全体の中で、かつ検討中の諸制度と一体的に検討されるべきであり、単なる財源確保を目的に、環境を名目に新たな税負担増を求めることには反対。等

4. 再生可能エネルギーについて

62件

- 財政措置等も活用し、再生可能エネルギーを大幅に導入すべき。(13件)
- 太陽光発電を設置できない裕福でない人に負担を負わせる固定価格買取制度に反対。(10件)
- 10%という導入目標は低いのではないか。(2件)
- 再生可能エネルギーは、1トンあたりCO2削減におけるコストが非常に高く、温暖化対策の補完に過ぎないのではないか。(2件)
- バックアップ電源の必要性を踏まえた備えも検討して欲しい。(2件)
- 太陽光発電のコストを下げしていく必要がある。(2件) 等

5. 原子力発電について

59件

- 原子力発電は、今後の我が国のエネルギー供給の重要な位置を占めるべき存在であり、国民の理解も得つつ推進すべき。(12件)
- 原子力発電の推進に反対。(12件)
- 国民が安全性について納得するためにも、きちんとした情報提供等が必要。(7件)
- 今後の原子力政策を担えるような人材育成が必要。(2件)
- 原子力発電は、運転時にCO2を排出しないが、核燃料になるまで、さらに使用済みの核燃料が無害になるまでに使われるエネルギーを考慮すれば、環境に優しいと言えないのではないか。(2件) 等

環境・エネルギー政策に関する国民対話④

6. 国際交渉について

30件

- 世界の中で、日本だけが頑張っても意味がないので、公平な国際枠組みの構築が必要。(17件)
- 日本の技術を展開し、世界の排出削減に繋げていくことが重要。(8件) 等

7. 代替フロン対策について

7件

- 代替フロン等は官民協力が必要であり、経済産業省が司令塔となって回収のためのシステムを定めて欲しい。
- 回収に前向きに取り組むことができるようなインセンティブを与えた欲しい。
- フロン税も検討するなど、脱フロンを進めて欲しい。 等

8. 国民運動について

55件

- 国を挙げて環境教育を実行して欲しい。(13件)
- エコポイントなど経済的なインセンティブが必要。(11件)
- カーボンフットプリントなど「見える化」を推進すべき。(9件)
- もっと国からの適切な情報提供が必要。(9件) 等

9. その他

- 共同でこのような対話を開催するなど、関係省庁が連携して取り組むべき。(15件)
- このような対話の機会が設けられることは非常に重要であり、高く評価したい。(13件)
- 地球温暖化対策の推進は、産業構造の変革を伴うものであり、一時的な雇用の喪失が避けられないため、総合的な雇用対策が必要。(11件)
- 経済、環境、エネルギーセキュリティの適切なバランスが重要。(10件)
- 電気自動車、天然ガス自動車といった環境先進車の普及を推進すべき。(10件)
- 適切な規制緩和が必要。(3件)
- 森林吸収だけでなく、海洋吸収にも目を向けて欲しい。(2件) 等

エネルギー基本計画の概要(平成22年6月18日閣議決定)

基本的視点

- エネルギー政策の基本は、エネルギーセキュリティの確保、温暖化対策の強化、効率的な供給。
- 新たな視点として、環境エネルギー分野での**経済成長の実現**と**エネルギー産業構造の改革**を追加。
- 2030年に向けて、エネルギー需給構造を抜本的に改革。**

2030年に向けた目標

- エネルギー自給率及び化石燃料の自主開発比率を倍増**
自主エネルギー比率(※)を38%→70%程度まで向上
※従来のエネルギー自給率(国産+原子力)に加え、自主開発資源も勘案
- ゼロ・エミッション電源比率を34%→約70%に引き上げ**
- 「暮らし」(家庭部門)のCO2を半減**
- 産業部門において、**世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化**
- エネルギー製品等の国際市場で我が国企業群が**トップクラスのシェア獲得**

目標実現のための取組

資源確保・安定供給強化への総合的取組

- エネルギーの安定供給源確保**
 - ・**官民一体となった資源国との戦略的関係の深化**
 - ・**リスクマネー供給支援の強化**
 - ・リサイクル、代替材料開発も加味した**戦略レアメタルの自給率50%以上**
- 国内における石油製品サプライチェーンの維持**
- 緊急時対応の強化**

自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現

- 再生可能エネルギーの導入拡大**
 - ・**固定価格買取制度の拡充**
 - ・技術開発、系統安定化対策、規制緩和の推進
- 原子力発電の推進**
 - ・2020年までに**新增設9基(設備利用率約85%)**
 - ・2030年までに少なくとも**14基以上の新增設(設備利用率約90%)**
 - ・**電源立地交付金制度の改善**、核燃料サイクルの確立
- 化石燃料の高度利用**
 - ・石炭火力の**新增設・更新は、原則IGCC並みのCO2排出量に抑制**
 - ・今後計画される石炭火力**新增設はCCSReady**
 - ・商用化を前提に、**2030年までに石炭火力へのCCS導入を検討**
- 電力・ガスの供給システム強化**
 - ・2020年代早期に**世界最先端の次世代型送配電ネットワーク**を構築
 - ・卸電力市場取引実績を**3年以内に2倍程度**に引き上げ

低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現

- 産業部門**
 - ・**世界最高水準の省エネ水準の維持・強化**
 - ・天然ガス利用の促進
- 家庭部門・業務部門**
 - ・**ZEB・ZEH(ネット・ゼロエネ・ビル・ハウス)を2030年までに新築平均で実現**
 - ・**高効率照明(LED等)を、2020年にフローで100%、2030年にストックで100%**
- 運輸部門**
 - ・新車販売に占める**次世代車の割合を2020年最大50%、2030年最大70%**
- 横断的取り組み**
 - ・都市や街区レベルでの**エネルギー利用最適化** 等

新たなエネルギー社会の実現

- スマートグリッドやスマートコミュニティの実現に向け、**国内外での実証、戦略的な標準化等**を推進、**特区的対応の検討(環境未来都市の実現)**
- スマートメーター・エネルギーマネジメントシステムを、2020年代早期に、原則全需要家へ導入**
- 水素エネルギー社会の実現**

革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大

- 革新技術開発前倒し、新たなエネルギー革新技術ロードマップの策定**

エネルギー・環境分野における国際展開の推進

- 官民一体となった海外展開支援体制**の整備
- 世界の温室効果ガス削減への貢献を適切に評価する**新たなメカニズムの構築**

○本計画に掲げる政策を強力かつ十分に推進することで、エネルギー起源CO2を、2030年に**90年比▲30%程度**もしくはそれ以上に削減。

新成長戦略－「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現(2010年6月18日閣議決定)

目標

2020年

- ◆ 名目成長率**3%**、実質成長率**2%**を上回る成長
- ◆ 2011年度中には消費者物価上昇率を**プラス**
- ◆ 早期に失業率を**3%台**に低下

現状

- ← 成長率の低迷(過去10年間実質 1%程度、潜在成長率 1%程度)
- ← 20年に及ぶデフレ傾向(過去20年間消費者物価上昇率0%程度)
- ← 5%の失業率

7つの戦略分野



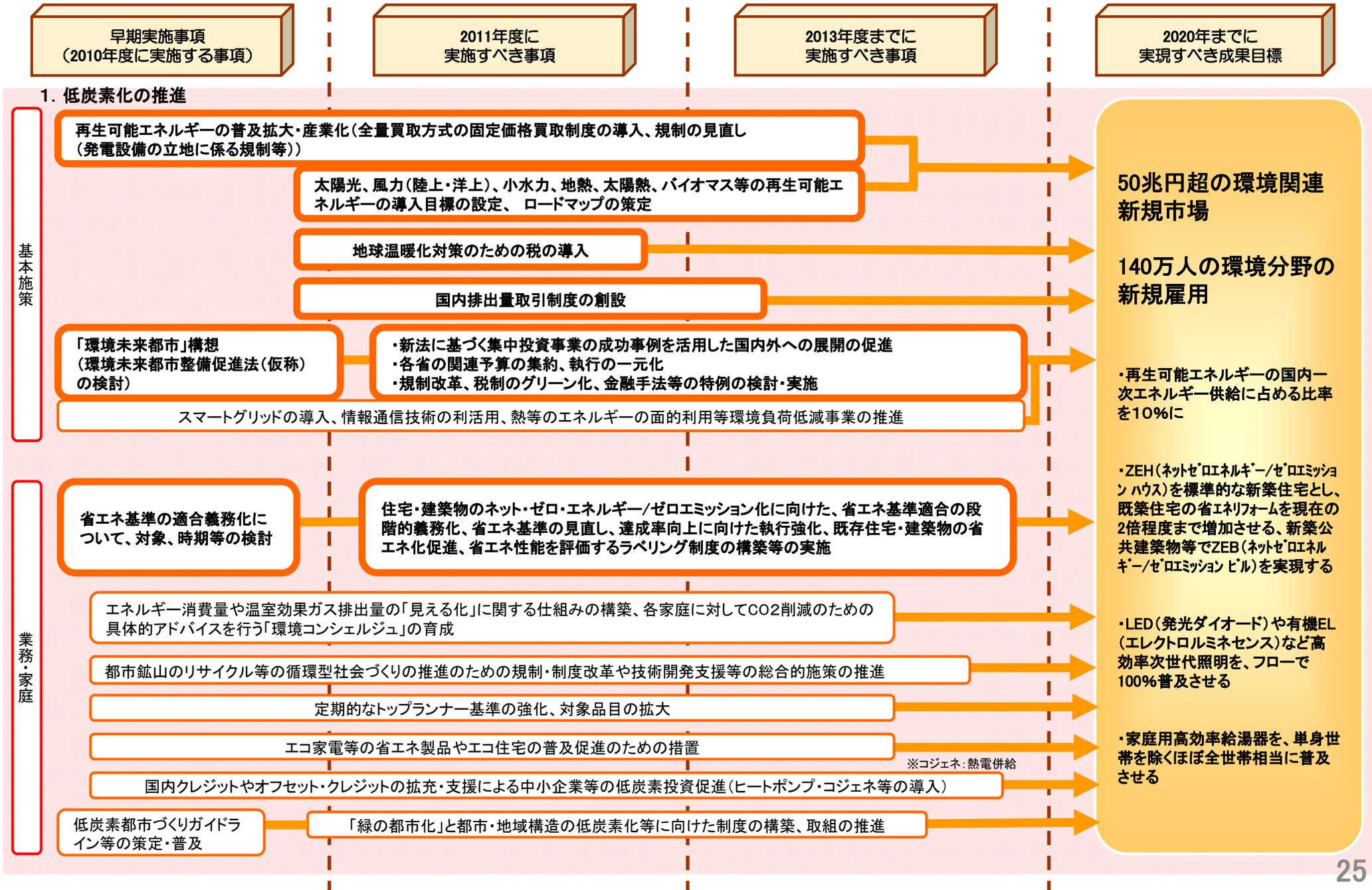
2020年までの目標

- 50兆円超の環境関連新規市場
- 140万人の環境分野の新規雇用
- 日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上(日本全体の総排出量に相当)とする

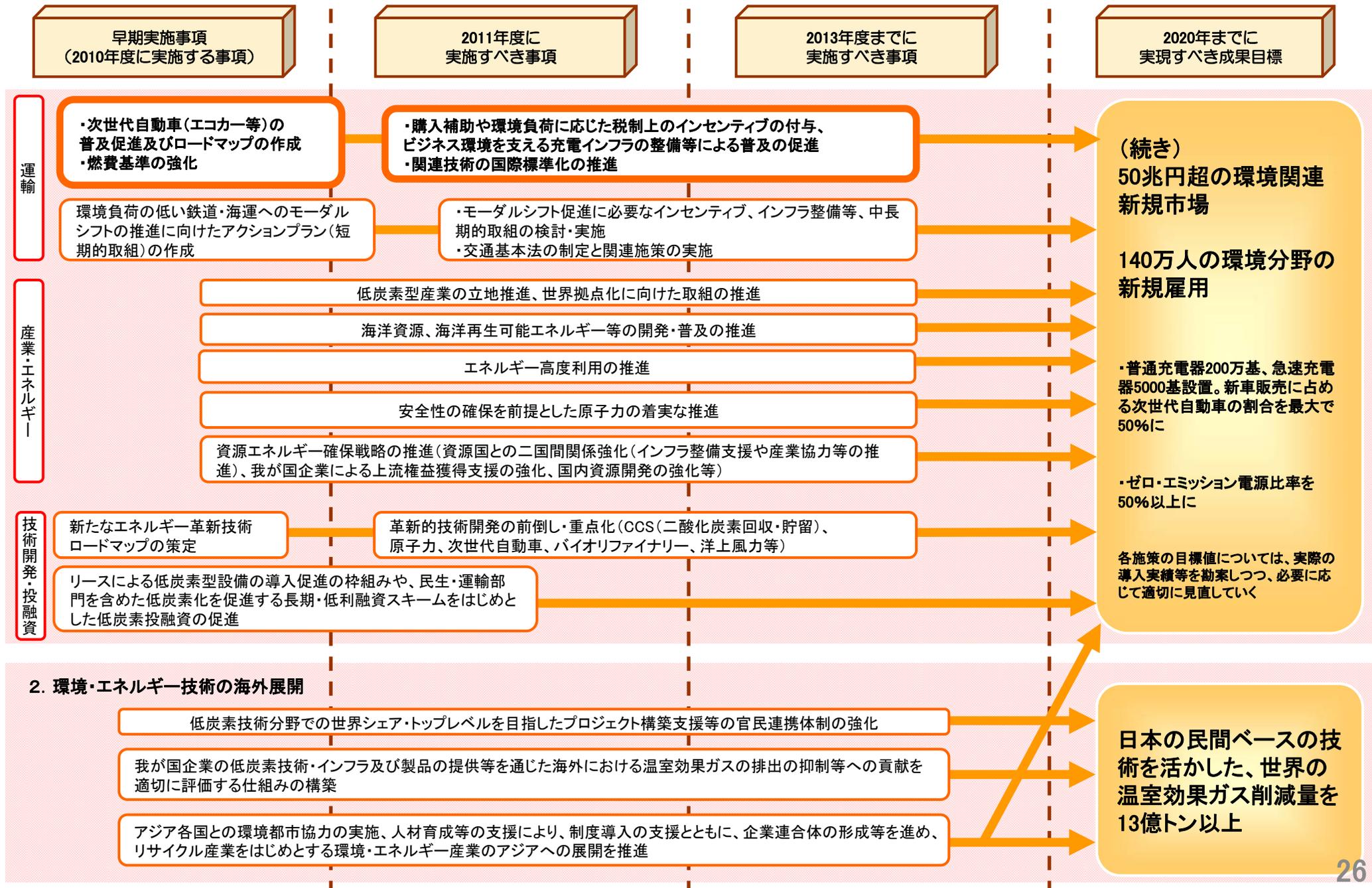
主な施策

- 固定価格買取制度拡充等による再生可能エネルギー拡大支援
- 住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- 革新的技術開発の前倒し
- エコ社会形成に向けた集中投資事業 等

I 環境・エネルギー大国戦略



I 環境・エネルギー大国戦略



今後の見通し

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

6月18日
新成長戦略、
エネルギー基本計
画策定

参議院選

臨時国会?

地球温暖化対策税

※平成22年度税制改正大綱における規定ぶり
「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう
検討を行う。」

税制改正
要望

政府税調において議論

税制改正大綱の決定

排出量取引制度

※基本法案における規定ぶり
「必要な法制上の措置について、地球温
暖化対策のための税についての検討
と並行して検討を行い、基本法の施行
後1年以内を目途に成案を得る。」

経産省

産構審に
政策手法WGを
設置し、議論

制度設計
案を提示
(夏目
逾?)

政府としての制度
の骨格を議論

環境省

中環審に小委
を設置し、議論

固定価格買取制度

全量買取PT、
オプションの
提示

意見聴取、全国説明会、ヒアリング

制度の詳細設計

産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 政策手法WGについて①

地球温暖化対策の具体化に当たっては、それぞれの政策手法の特性を踏まえつつ、最適なものを組み合わせて進めていくことが重要。排出量取引制度を含む様々な政策手法について検討を行うため、産業構造審議会に「政策手法ワーキンググループ」を設置し、これまでに計2回の会合を開催（第1回6月10日開催）。

WGにおける主な論点と関連する意見

1. 国際的な論調が大きく変化しており、各国における政策手法の導入実績や検討状況、国際交渉の状況等をしっかりと把握すべきではないか。

- 何よりも世界各国の公平な目標設定が議論の前提であり、これがCOP15を経て実現が困難になっていることを踏まえる必要。
- COP15を受けて、温暖化対策については、「トップダウン型の目標設定」ではなく、プレッジ・アンド・レビューによる「ボトムアップ型の目標設定」が世界の流れになりつつある。
- 排出量取引についても、米国等で導入を巡る国内での議論が時間を要している。諸外国の動向については引き続き十分に把握する必要。
- EU-ETSにおいても、公平なキャップの割当の問題や投機対象になるおそれなど、さまざまな問題点や批判が顕在化している状態であり、こうした実態を十分に調査していくことが重要。

2. 地球温暖化対策を経済の持続的な成長、雇用の安定等との整合性に配慮しながら進めていくべきではないか。

- 温暖化対策は、国内産業の発展、経済の持続的成長、雇用の安定の確保と両立するものであるべき。
- 景気後退によってCO₂の排出総量が減るのも事実であり、温暖化対策では、ただCO₂を減らせればよいという話ではなく、経済、雇用との両立への配慮が必要。
- 我が国は雇用者比率の非常に高い国であり、雇用を今後どのように維持・安定させていくかについても温暖化対策の基本的視点として入れておくべき。
- 温暖化対策を進めていくと、エネルギーコストの上昇等により貧富の格差が拡大することとなるため、これをどうするのか十分な検討が必要。

産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 政策手法WGについて②

3. ポリシーミックスに際しては、最適なものを吟味して、整合性をもって組み合わせることが重要ではないか。

- 温暖化対策は、それぞれの政策の特性を見ながら、最適なものを吟味して、整合性を持って組み合わせるべき。
- 税とか排出量取引といった経済的手法だけでなく、規制的手法もあり、また、エコポイントのようなインセンティブをつけて消費行動を誘導する方法もある。また、カーボンフットプリントのように情報を提示することで消費行動を考えてもらう方法や、環境教育といったものもある。こうした様々な政策手法について、どの部門にどのように有効かといった、それぞれの目的と効果をしっかりと検証すべきではないか。
- 個々の政策手法については、それぞれの政策に期待する役割とか、そこでどれくらいへらすのかといった分担すべき削減量などがまず議論されるべきであり、特定の具体的な政策について導入ありきで検討するのは極力避けるべき。
- 排出量取引についても、CO2の排出源にどういう政策を充てれば一番有効なのかという、温暖化対策全体の枠組みの中で考えていくべき。仮に排出量取引制度そのものが実効的に機能しなくても、他の政策で削減できればよいことから政策全体のバランスをとることが非常に重要。
- 排出量取引と税はどういう関係になるのかという議論をしっかりと行った方がよい。
- 「産業と環境」という論点と同時に「金融と環境」という視野ももちつつ、全体感を見渡した議論を進めていくべき。

4. 実際の削減に資する取組として技術開発・普及を促していくことが重要ではないか。

- 日本はこれまで自主行動計画の中で、世界一のエネルギー効率を保つというインセンティブの下で取組を進めており、こうした取組の点検・評価が必要。
- 既に世界最高水準の省エネ水準にある日本において削減を進めていくためには技術開発を促進していくことが重要。技術開発は、ただCO2排出に規制をかけたから進むものではなく、これを促す仕組み、支援等が必要。
- 国内クレジット制度も充実させ、イノベーションを促進、普及させるような仕組みにすべき。
- 製品の製造段階のみに注目するのではなく、製品の使用段階等でどれくらい減らすことができるかといったライフサイクルアセスメントの考え方が重要。
- 我が国ものづくり産業が有している世界に名だたる環境対策技術をスムーズに諸外国に移転し、それによるメリットを享受する体制をつくることが重要。

産業構造審議会 環境部会 地球環境小委員会 政策手法WGについて③

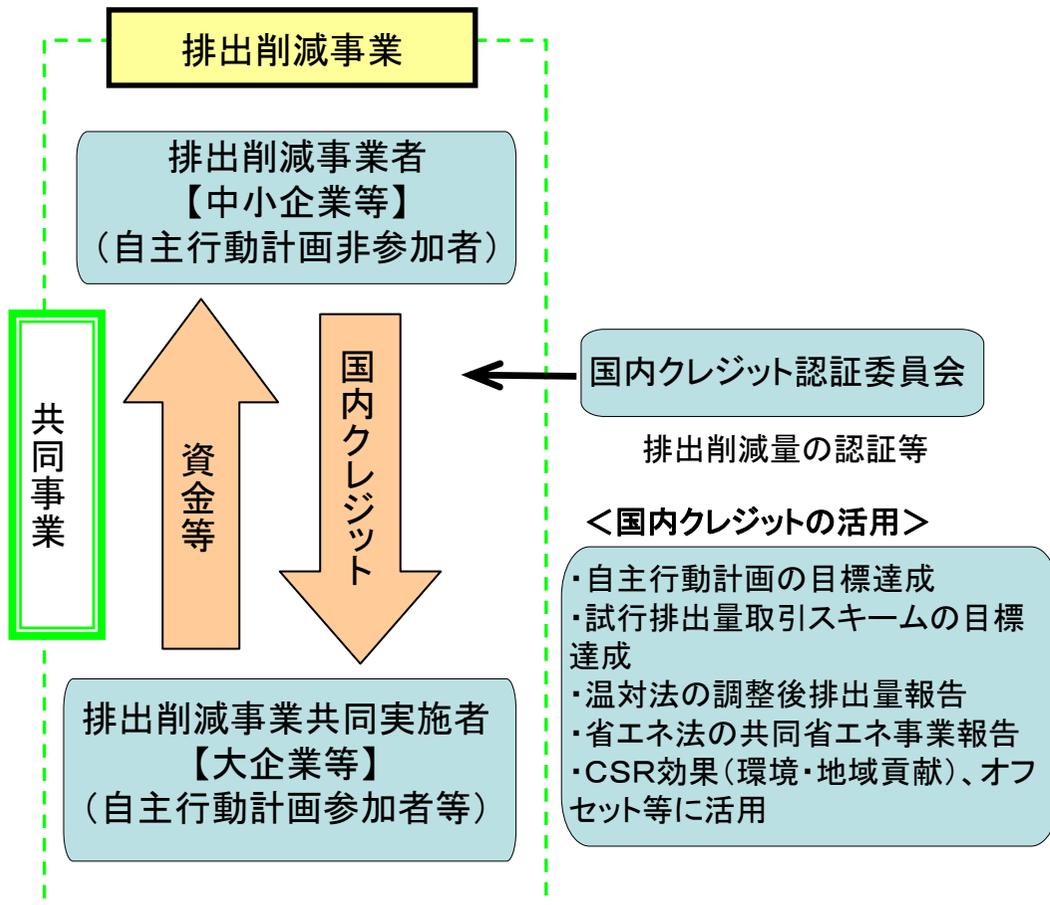
5. 排出量取引制度については、上記のような論点を十分に踏まえながら、様々な視点からその政策効果をしっかりと検証し、検討していくべきではないか。

- 排出量取引についても、CO₂の排出源にどういう政策を充てれば一番有効なのかという、温暖化対策全体の枠組みの中で考えていくべき。仮に排出量取引制度そのものが実効的に機能しなくても、他の政策で削減できればよいことから政策全体のバランスをとることが非常に重要。【再掲】
- 公平な国際枠組みがない中で排出量取引制度を導入した場合には、炭素リーケージにより、雇用機会が失われるリスクがある。諸外国の事例などを十分に参考にして、政策の導入の可否も含めて今後検討していく必要。
- 世界最高水準のエネルギー効率の日本において実態を踏まえずに排出量取引を導入した場合には、海外から排出枠を買う必要が出てきて、貴重な資金の流出につながってしまうのではないか。
- 成長するということは生産量が増えるということであり、環境と経済の両立を目指す中で、生産量の増加による排出量増をどう評価するかについて考えていく必要。
- 排出量取引制度は、産業界だけの問題のように思われているが、広く国民全員の負担の問題である。わかりやすく国民生活への影響等を伝えていくことが重要。
- 排出量取引制度を導入するのであれば、信頼性のある排出量の計測システムを作ることが必要。
- 製品の製造段階のみに注目するのではなく、製品の使用段階等でどれくらい減らすことができるかといったライフサイクルアセスメントの考え方が重要。【再掲】
- 排出量取引は一度導入するとやめることが困難であり、慎重な導入検討が必要。

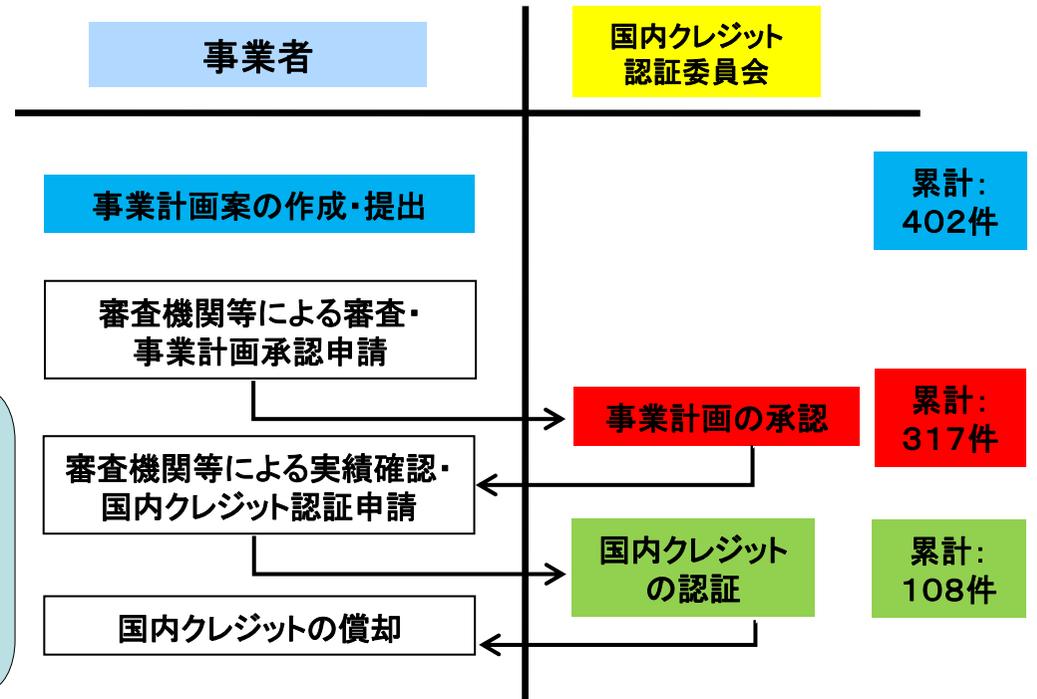
国内クレジット制度の概要

○大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、大企業が自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用する制度であり、平成20年10月に開始された政府全体の取組。

○中小企業のみならず、農林(森林バイオマス)、民生部門(業務その他、家庭)等における排出削減も対象。



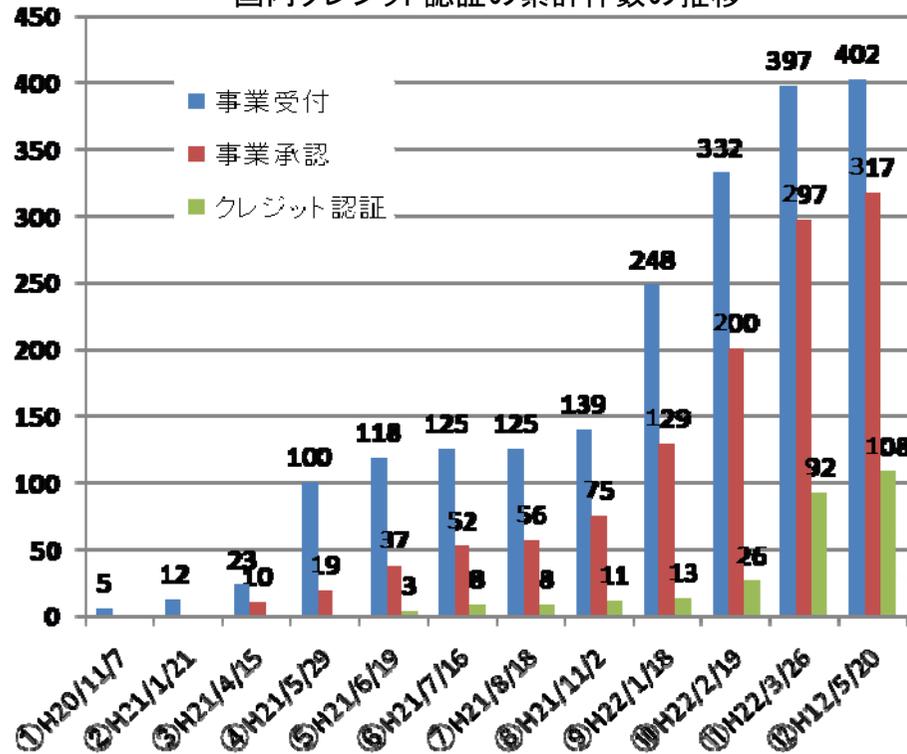
(参考)国内クレジット制度における手続の流れ



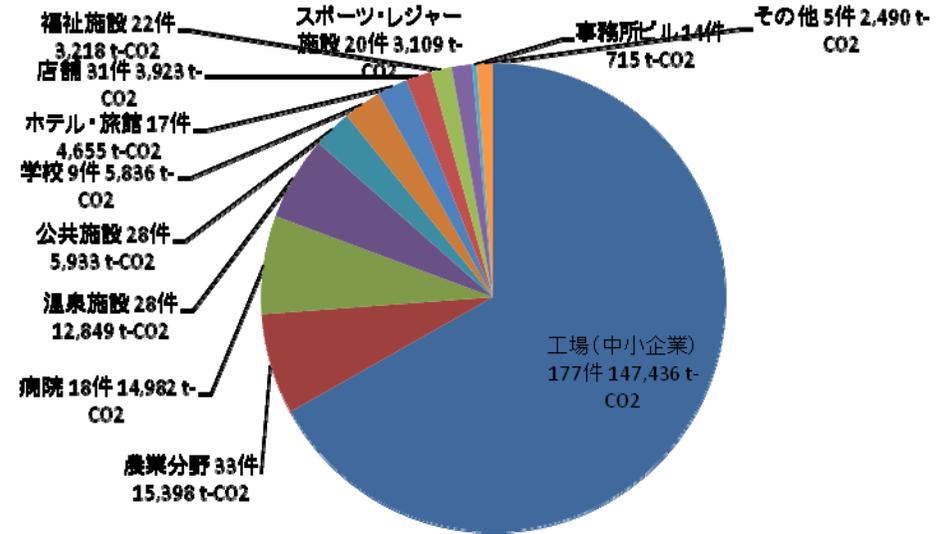
国内クレジット制度の現状

○排出削減事業の計画案の件数は、累計402件
 年間削減見込量は合計で約22万t-CO₂
 2012年度末迄に見込まれる総削減量は約83万t-CO₂

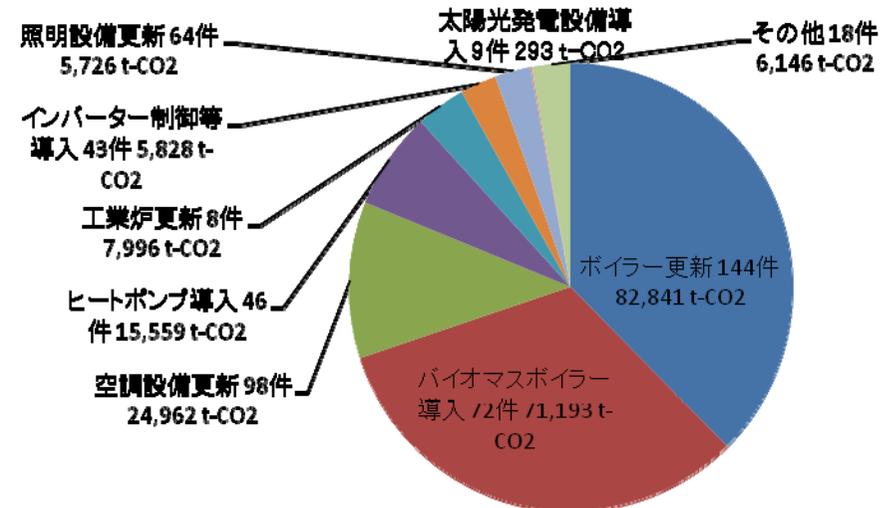
排出削減事業に係る計画案・承認、
国内クレジット認証の累計件数の推移



事業の種類



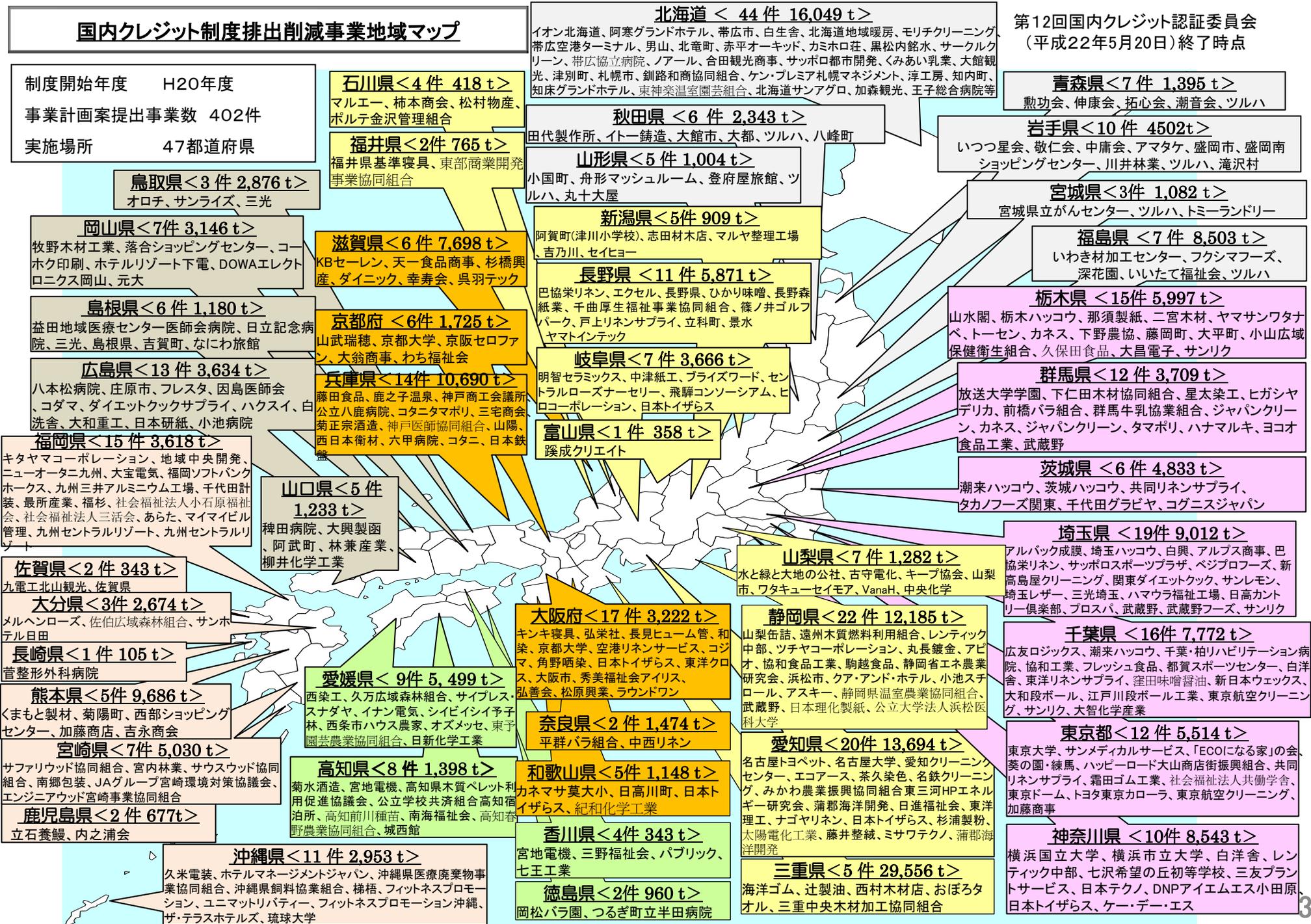
導入技術の種類



国内クレジット制度排出削減事業地域マップ

制度開始年度 H20年度
 事業計画案提出事業数 402件
 実施場所 47都道府県

第12回国内クレジット認証委員会
 (平成22年5月20日)終了時点



北海道 < 44件 16,049 t >

イオン北海道、阿寒グランドホテル、帯広市、白生舎、北海道地域暖房、モリチクリーニング、帯広空港ターミナル、男山、北竜町、赤平オーキッド、カミホロ荘、黒松内銘水、サークルクリン、帯広協立病院、ノール、合田観光商事、サッポロ都市開発、くみあい乳業、大館観光、津別町、札幌市、釧路和商協同組合、ケン・プレミア札幌マネジメント、淳工房、知内町、知床グランドホテル、東神楽温泉園芸組合、北海道サンアグロ、加森観光、王子総合病院等

秋田県 < 6件 2,343 t >

田代製作所、イトー Casting、大館市、大都、ツルハ、八峰町

山形県 < 5件 1,004 t >

小国町、舟形マッシュルーム、登野屋旅館、ツルハ、丸十大屋

新潟県 < 5件 909 t >

阿賀町(津川小学校)、志田材木店、マルヤ整理工場、吉乃川、セイヒョー

長野県 < 11件 5,871 t >

巴協栄リネン、エクセル、長野県、ひかり味噌、長野森紙業、千曲厚生福祉事業協同組合、篠ノ井ゴルフパーク、戸上リネンサプライ、立科町、景水ヤマトインテック

岐阜県 < 7件 3,666 t >

明智セラミックス、中津紙工、プライズワード、セントラルローズナーセリー、飛騨コンソーシアム、ヒロコーポレーション、日本トイザらス

富山県 < 1件 358 t >

蹊成クリエイト

山梨県 < 7件 1,282 t >

水と緑と大地の公社、古守電化、キープ協会、山梨市、ワタキューセイモア、VanaH、中央化学

静岡県 < 22件 12,185 t >

山梨缶詰、遠州木質燃料利用組合、レンティック中部、ツチヤコーポレーション、丸長鍍金、アビオ、協和食品工業、駒越食品、静岡県エネ農業研究会、浜松市、クア・アンド・ホテル、小池ステロール、アスキー、静岡県温室農業協同組合、武蔵野、日本理化学製紙、公立大学法人浜松医科大学

愛知県 < 20件 13,694 t >

名古屋トヨペット、名古屋大学、愛知クリーニングセンター、エコアース、茶久染色、名鉄クリーニング、みかわ農業振興協同組合東三河HPエネルギー研究会、蒲郡海洋開発、日進福祉会、東洋理工、ナゴヤリネン、日本トイザらス、杉浦製粉、太陽電化工業、藤井整機、ミサワテクノ、蒲郡海洋開発

三重県 < 5件 29,556 t >

海洋ゴム、辻製油、西村材木店、おぼろタオル、三重中央木材加工協同組合

青森県 < 7件 1,395 t >

勲功会、伸康会、拓心会、潮音会、ツルハ

岩手県 < 10件 4,502 t >

いつつ星会、敬仁会、中庸会、アマタケ、盛岡市、盛岡南ショッピングセンター、川井林業、ツルハ、滝沢村

宮城県 < 3件 1,082 t >

宮城県立がんセンター、ツルハ、トミーランドリー

福島県 < 7件 8,503 t >

いわき材加工センター、フクシマフーズ、深花園、いいたて福祉会、ツルハ

栃木県 < 15件 5,997 t >

山水閣、栃木ハッコウ、那須製紙、二宮木材、ヤマサンワタナベ、トーセン、カネス、下野農協、藤岡町、大平町、小山広域保健衛生組合、久保田食品、大昌電子、サンリク

群馬県 < 12件 3,709 t >

放送大学学園、下仁田木材協同組合、星太染工、ヒガシヤデリカ、前橋バラ組合、群馬牛乳協業組合、ジャパンクリーン、カネス、ジャパンクリーン、タマポリ、ハナマルキ、ヨコオ食品工業、武蔵野

茨城県 < 6件 4,833 t >

潮来ハッコウ、茨城ハッコウ、共同リネンサプライ、タカノフーズ関東、千代田グラビヤ、コグニスジャパン

埼玉県 < 19件 9,012 t >

アルバック成膜、埼玉ハッコウ、白興、アルプス商事、巴協栄リネン、サッポロスポートプラザ、ベジプロフーズ、新高島屋クリーニング、関東ダイエツクック、サンレモン、埼玉レザー、三光埼玉、ハマウラ福祉工場、日高カントリー倶楽部、プロスバ、武蔵野、武蔵野フーズ、サンリク

千葉県 < 16件 7,772 t >

広友ロジックス、潮来ハッコウ、千葉・柏リハビリテーション病院、協和工業、フレッシュ食品、都賀スポーツセンター、白洋舎、東洋リネンサプライ、窪田味噌醤油、新日本ウェックス、大和段ボール、江戸川段ボール工業、東京航空クリーニング、サンリク、大智化学産業

東京都 < 12件 5,514 t >

東京大学、サンメディカルサービス、「ECOIになる家」の会、葵の園、練馬、ハッピーロード大山商店街振興組合、共同リネンサプライ、霜田ゴム工業、社会福祉法人共働学舎、東京ドーム、トヨタ東京カラー、東京航空クリーニング、加藤商事

神奈川県 < 10件 8,543 t >

横浜国立大学、横浜市立大学、白洋舎、レンティック中部、七沢希望の丘初等学校、三友プラントサービス、日本テクノ、DNPアイエムエス小田原、日本トイザらス、ケー・デー・エス

石川県 < 4件 418 t >

マルエー、柿本商会、松村物産、ポルテ金沢管理組合

福井県 < 2件 765 t >

福井県基準寝具、東部商業開発事業協同組合

滋賀県 < 6件 7,698 t >

KBセーレン、天一食品商事、杉橋興産、ダイニツク、幸寿会、呉羽テック

京都府 < 6件 1,725 t >

山武瑞穂、京都大学、京阪ゼロファン、大翁商事、わち福祉会

兵庫県 < 14件 10,690 t >

藤田食品、鹿之子温泉、神戸商工会議所公立八鹿病院、コタニタマポリ、三宅商会菊正宗酒造、神戸医師協同組合、山陽、西日本衛材、六甲病院、コタニ、日本鉄盤

山口県 < 5件 1,233 t >

神田病院、大興製函、阿武町、林兼産業、柳井化学工業

大阪府 < 17件 3,222 t >

キンキ寝具、弘栄社、長見ヒューム管、和染、京都大学、空港リネンサービス、ゴジマ、角野晒染、日本トイザらス、東洋クロス、大阪市、秀美福祉会アイリス、弘善会、松原興業、ラウンドワン

奈良県 < 2件 1,474 t >

平群バラ組合、中西リネン

和歌山県 < 5件 1,148 t >

カネマサ莫大小、日高川町、日本トイザらス、紀和化学工業

香川県 < 4件 343 t >

宮地電機、三野福祉会、パブリック、七王工業

徳島県 < 2件 960 t >

岡松バラ園、つるぎ町立半田病院

高知県 < 8件 1,398 t >

菊水酒造、宮地電機、高知県木質ベレット利用促進協議会、公立学校共済組合高知福泊所、高知前川種苗、南海福祉会、高知春野農業協同組合、城西館

沖縄県 < 11件 2,953 t >

久米電装、ホテルマネージメントジャパン、沖縄県医療廃棄物事業協同組合、沖縄県飼料協業組合、梯梧、フィットネスプロモーション、ユニマツリパティ、フィットネスプロモーション沖縄、ザ・テラスホテルズ、琉球大学

国内クレジット制度についての基本的考え方

○電力業界は、温室効果ガス排出削減の自主行動計画の目標(CO2排出原単位▲20%、0.34kg-CO2/kWh)を達成するために、既に2.5億トンのクレジットを海外から調達(うち0.64億トンのクレジットを08年度に償却)。しかしながら、同目標達成のためには、追加で数千万トンのクレジットの取得が必要となることが見込まれる。

※鉄鋼業界も5600万トン海外から調達。

※加えて、以下の12業種においては、自主行動計画の目標達成が困難な場合には、京都メカニズムクレジットの活用を検討する旨が表明されている(2009年12月時点)。

→ 石油連盟、セメント協会、電機・電子4団体、日本自動車部品工業会、日本フランチャイズチェーン協会、日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本チェーンドラッグストア協会、日本ガス協会、日本工作機械工業会、日本産業車両協会、日本LPガス協会

(参考) 政府としても、1億トンの京都メカニズムクレジットを外国から国費で購入。

○今後の動向如何では、追加調達が必要。

○自主行動計画の目標達成に向けて、産業界が海外クレジットの取得に資金を使うのではなく、国内で排出削減事業を行い、それによって生じる「国内」クレジットを最大限活用することが重要。

○国内クレジット事業は、環境・エネルギー投資による内需喚起や、農林業での活用促進による地域振興にもつながり、環境と経済の両立による成長を実現。



このような基本的考え方を踏まえ、国内クレジット制度の抜本的見直しを検討。

我が国技術・製品による海外貢献(新たな仕組み)

海外貢献に関する新たな仕組み

背景

- 現在、国連が管理するCDM制度では対象分野の偏り、ビジネスリスクの高さなどから、限界。
- コペンハーゲン合意(COP15)は、国連を頼らず、各国が独自に行う取組に新たな可能性を提供。米国も、企業等の海外貢献を独自に認定する仕組みを法案に盛り込み。

新たな仕組み

- 日本も、今まで実質的に認められてこなかった、高効率石炭火力発電所や原子力発電所などの**日本が得意とする低炭素技術・製品の普及を通じた排出削減量を、二国間協定等を通じて日本の削減量として独自に認定**する新たな仕組みを構築。
- 民間企業等の取組を協力を後押しすることで、鳩山イニシアティブの具体化を加速。

【我が国低炭素技術・製品(及び排出削減見込量)の例】

○高効率石炭火力発電所

- ・米中印国内の全ての石炭火力発電所に、日本の技術を適用した場合、日本一国分のCO2排出量の削減が可能(約13億トン)。

○原子力発電所

- ・原子力発電所1基あたりの年間CO2削減効果は約600万トン。

○鉄鋼分野

- ・日本の技術はほぼ利用可能な最先端の技術を保持。これを世界中に適用した場合の削減ポテンシャルは約3億4000万トン(日本の排出量の約26%)。

○セメント分野

- ・日本の技術はほぼ利用可能な最先端の技術を保持。これを適用した場合の削減ポテンシャルは約1億8000万トン(日本の排出量の約14%)。

